看護学教育評価
評価基準

2025 年度～2026 年度版

一般財団法人　日本看護学教育評価機構

JABNE: Japan Accreditation Board for Nursing Education

１）評価基準

評価基準１．教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み	
当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーと一貫した、看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき当該大学独自の教育課程の枠組みができていること。	
評価項目	**評価の観点**
１－１． 看護学学士課程の教育理念･教育目標	1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。 2. 教育目標は、教育理念を具体化している。 3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。
１－２． 看護学学士課程のディプロマ･ポリシー等	4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。 5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。 6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。 7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。
１－３． 看護学学士課程のカリキュラム･ポリシーと教育課程の枠組み	8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。 9. 教育課程は、カリキュラム･ポリシーに基づいて体系的に構成されている。 10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。 11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。 12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。 13. 高大連携や初年次教育など、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。
１－４． 意思決定組織への参画	14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者※) は議題を提出できる。 15. 看護学教育の責任者※) の選考基準が明確である。 ※）看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいう。

*注：評価項目 1-1 について

教育理念は、どういう人材育成を行い、それによってどのように社会に役立とうとしているのか、各大学の使命を述べたものです。

教育目標は、大学の目的・理念を全うするために、学部・学科または課程ごとに、学士課程でどういう能力を持った人材を育成するかを示したものです。教育理念より具体的な方針として示されます。また、教育目標を具現化するものとしてディプロマ・ポリシーが策定されます。

受審校の使命や人材育成の方針について、「教育理念」「教育目標」の用語で明記されていなくても、それぞれ上記に該当する内容を「教育理念」「教育目標」として点検・評価してください。

評価基準２．教育課程における教育・学修活動	
教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学修できる環境が整っていること。	
評価項目	**評価の観点**
２－１． 教育内容と目標・評価方法	1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。 2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。 3. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。 4. 各科目の到達目標が明示されている。 5. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。 6. 評価者が明示されている。 7. 評価は学生にフィードバックされている。 8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。
２－２． 教員組織と教員の能力の確保	9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。 10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。《看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPU の直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。》 11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。 12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。 13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。 14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動（例：CNS として現場で活動している、専門分野での看護外来・コンサルテーションをやっている等）をしている。（推奨） 15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。 16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。（推奨） 17. 教員は研究結果を教育に活かしている。 18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。
２－３． 教育方法:学生が主体的に学ぶための種々の工夫	19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。 20. 教育目標に対する学修の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。 21. 教育方法にあった教室が準備されている（講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等）。 22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。 23. 実習用モデルや e-ラーニング教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。 24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。 25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。 26. 看護実習室での医療安全管理対策ができている。 27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができている。《自主学習を支援する担当者が週 4 日以上配置されている。（推奨）》

	28. 図書館には学修に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。 29. 検索システムが整備されている。 30. 司書は自主学習を支援する機能を果たしている。
２－４． 臨地実習	31. 講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。 32. 臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。 33. 臨地実習の展開に適切な数の教員（専任・非常勤）が配置されている。 34. 教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。 35. 臨床教員※）の任用基準が明確である。 36. 実習指導に携わる者（大学教員と臨床教員と実習指導者※））の役割分担を明確にし、協働している。 37. 臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。 38. 組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。 39. 実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。 40. 個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。 41. 実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。 ※）臨床教員とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員を指す。 ※）実習指導者とは、実習施設で定める指導者を指します。
２－５． 教育課程展開に必要な経費	42. 当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。 43. 設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。 44. 当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。 45. 教員は教育・研究に必要な予算の執行ができている。 46. 教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。

評価基準３．教育課程の評価と改革	
各教科目及び教育課程を組織的に評価し、評価結果に基づき継続的に改善・改革する体制を整備し、実行していること。	
評価項目	**評価の観点**
３－１． 科目評価・教育課程評価と改善	1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。 2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。 3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。 4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。 5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。 6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。 7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。 8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。 9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※）を踏まえ、構成されている。 ※）看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等
３－２． 卒業状況からの評価と改善	10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。 11. 分析に基づき、学修支援に必要な対策がなされている。 12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。 13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。 14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。 15. 学生の進路は教育理念と一致している。
３－３． 雇用者・卒業生からの評価と改善	16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。 17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。 18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。（推奨） 19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。（推奨） 20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。（推奨）

評価基準４．入学者選抜	
看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに賛同して学修を希望する入学生を獲得するために、アドミッション・ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っていること。	
評価項目	**評価の観点**
４－１． 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー	1. アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合性のある表現で明示されている。 2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。
４－２． 看護学学士課程の入学試験とその改善	3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。 4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。 5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。 6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。

２）用語集

教育プログラム：

教育目標を達成するために、体系的に編成された教科課程（授業科目とその配置）、教育方法、学修成果の評価方法、教職員の配置、教材の整備、教室等の学修環境計画の総称。

教育課程（カリキュラム）：

教育目標を達成するために、単位化された教科目による教育内容と学修支援を総合的に計画したもの。

注：教育課程（カリキュラム）は、教育目標を達成するための、教科目によらない学修活動も含めた意味で用いられることもあるが、本評価基準においては、上記の定義とする。

教育理念（ミッション）：

どういう人材の育成を行い、それによってどのように社会に役立とうとしているのか、その大学・学部・教育プログラムの使命。

教育目標：

どういう能力を持った人材を育成するか、教育理念を具体化したもの。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）※1：

各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）※1：

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）※1：

各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の３要素」注）についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

注）（１）知識・技能、（２）思考力・判断力・表現力等の能力、（３）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

※1：中央教育審議会大学分科会大学教育部会.（2016）.「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・ 実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369248_01_1.pdf

社会貢献※2：

大学による地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与。教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、近年では、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献が求められるようになっており、こうした社会貢献の役割は、大学の「第三の使命」となっている。

※2：文部科学省（2004）我が国の高等教育の将来像（審議の概要）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04091601.htm

（例：一般市民向けの公開講座・出張講座等、看護職対象の講座・研究支援等、学会役員・委員、行政の委員活動等）

高大連携※3：

高等学校と大学との接続における一人一人の能力を伸ばすための連携。高等学校と大学が連携することにより、高校生の大学における学修を高等学校の単位として認定することや、大学へ科目等履修生として高校生を受け入れること等、高校生が大学レベルの教育研究に触れることのできる各種取組をさす。

※3：文部科学省（2005）高等学校と大学との接続における一人一人の能力を延ばすための連携（高大連携）の在り方について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/020-17/houkoku/06040408/001/004.htm

（高等学校と大学の間で協議会等を設け、個々の能力を伸ばすための組織的な取り組みであり、単なる大学紹介や学問分野の紹介に留まるものは含まない。）

カリキュラムマップ※4：

学生が身に付けることが期待される知識・技能・態度等、学修目標として示される項目と授業科目との間の対応関係を示した図の総称。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な履修を促す意図を持つ。学修目標と各授業科目の対応に加え、授業科目の目標や、開講学期等と組み合わせてマトリクス形で示されるものが多くみられる。カリキュラムマップのうち、特に順次性や授業科目間の関係性を示すことを重視して、チャート型等で示したものは、カリキュラムツリーと呼ばれる。

カリキュラムツリー[※4]：

カリキュラムにおける履修の体系性を示すため、授業科目相互の関係や学修の道筋等を表した図の総称。表現する形や内容により、履修系統図やコースツリー、カリキュラム・チャートとも表現される。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な教育課程の編成・実施や履修を促す意図を持つ。

※4：中央教育審議会大学分科会（2021）教学マネジメント指針
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

学習と学修：

高等教育に関する質保証関係用語集（第 5 版）[※5] では、2 つの用語の定義に際して「学習（学修）支援」、「学習（学修）成果」と表記されている。

※5：独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構　大学質保証ポータル　高等教育に関する質保証関係用語集
https://niadqe.jp/glossary/

この表記からすると 2 つの用語を使い分けるというよりは互換的に用いてよいと考えられる。